



# 新型コロナウイルス感染症 関連情報

## 参加者・関係者の安全を確保

### 市民祭・にぎわいフェスタ・市民消防ひろばを中止します

下記日程で開催を予定していたお祭り・イベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止および準備期間などを考慮し、中止します。ご理解・ご協力をお願いします。

お祭り・イベント	とき	問い合わせ先
市民祭	10月10日(土)、11日(日)	市民祭実行委員会事務局(市役所産業課内) ☎76-8137
尾張旭駅前 にぎわいフェスタ	10月10日(土)	市役所都市計画課都市政策係 ☎76-8156
市民消防ひろば	10月10日(土)	消防本部予防課危険物係 ☎51-0379

## 新型コロナウイルス感染症拡大による 相談の増加に対応

### 労務相談の開催を月2回に 拡充します

と き	毎月第2水曜日・第4火曜日の午後 1時30分～4時(相談日が祝日の場合 は前後の週に変更)
と ころ	市商工会館
内 容	雇用関係、労働などの経営上の相談
対 象 者	市内で事業を営むかた
費 用	無料
申し込み 方 法	電話で(土・日曜日、祝・休日を除く 午前8時30分～午後5時15分)
申し込み・問い合わせ先	市商工会 ☎53-7111

## 令和2年第3回(6月)

### 市議会定例会

7月10日に本会議が開催され、未来を担う子どもたちに対する支援などを行うため、次のとおり決定しました。

- 新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて、令和2年8月1日～令和3年3月31日の間、給料月額を市長は20%、副市長および教育長は10%削減
- 新型コロナウイルス感染症対策の経費に充てるため、政務活動費や特別旅費などの議会費における予算、約450万円を凍結

#### 問い合わせ先

市役所議事課議事係 ☎76-8186

## 給付対象者1人につき10万円を給付

### 特別定額給付金の申請期限が 近づいています

申請期限 8月20日(木)当日消印有効

申請忘れがないようご注意ください。申請書が自宅に届いていないかたは、至急ご連絡ください。

#### 連絡・問い合わせ先

特別定額給付金センター(中央公民館内)  
☎53-2011

#### 受付時間(平日のみ)

午前9時～午後5時

## 安全かつ継続的にごみ処理を行うため

### 8月11日(火)～14日(金)は 晴丘センターの一般搬入ごみ の受け入れを中止します

(土・日曜日、祝・休日は休業)

新型コロナウイルス感染症対策のため、一般のかたがごみを持ち込む場合の受け入れを中止します。ご理解・ご協力をお願いします。

#### 問い合わせ先

尾張東部衛生組合 ☎54-1643

感染症対策も万全に

## 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害時の避難行動

### 今年の避難はいつも以上に注意が必要

大雨や台風シーズンを迎える中、今年は新型コロナウイルス感染症予防を意識した避難が必要になります。避難所を開設する場合、避難者の健康状態の把握や「3密」にならないための対策を講じます。避難所に避難する際は、下記を参考に必要なものを持参するようお願いいたします。詳細はホームページ(右記二次元コードからアクセス)をご覧ください。



ホームページ  
二次元コード

#### 避難所に持参するもの

- マスク ●消毒液 ●体温計 ●タオル
- 寝具(寝袋など) ●着替え ●食糧 など

### 在宅避難や親戚・知人宅への避難

自宅の2階など、高いところに避難する在宅避難や安全な親戚・知人宅へ避難することも選択肢の一つです。お住まいの地域の浸水想定や土砂災害の危険度を事前にハザードマップなどで確認し、在宅避難などが可能か把握しておきましょう。災害時には、ガス・水道・電気などのライフラインが止まることも想定して、1週間分程度の備蓄品を用意しておきましょう。



防災マップ  
二次元コード

#### 備蓄品リスト(例)

- 食糧 ●飲料水 ●簡易トイレ
- カセットコンロ、ガスボンベ
- 懐中電灯、モバイルバッテリー、乾電池

問い合わせ先 / 市役所災害対策室 ☎76-8127

楽しい夏を過ごすために

## 熱中症は予防が大事!

気温が高い日が続いたり、暑い日に新型コロナウイルス感染症対策でマスクをつけたりしていると熱中症のリスクが高まります。熱中症の予防には、「水分補給」が大切です。喉の渇きを感じる前にこまめな水分補給を心掛けましょう。特に高齢者は暑さを感じにくく、室内でも熱中症になることがあります。扇風機やエアコンをうまく活用し、涼しく過ごす工夫をしましょう!

#### 「新しい生活様式」の熱中症予防

- 屋外で人と2メートル以上離れているときは、マスクを外す
- こまめに水分補給
- エアコン使用中もこまめに換気
- 体温測定などの健康管理

### 救急車を呼ぶか迷ったら…



緊急性があると判断した場合は迷わず119番通報をしてください。

#### ●全国版救急受信アプリ(愛称「Q助」)

119番通報、医療機関の検索ができます。右記二次元コードからアクセス



#### ●成人 / 救急医療情報センター ☎0561-82-1133

#### ●子ども / 小児救急電話相談 ☎#8000(短縮)

問い合わせ先 / 消防署救急係 ☎51-0885

ぜひご利用ください

## 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)

新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォンアプリです。自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るため、インストールしましょう。詳細は厚生労働省ホームページ(右記二次元コードからアクセス)をご覧ください。



COCCA  
二次元コード

厚労省 接触確認アプリ

検索

問い合わせ先 / 保健福祉センター内健康課 ☎55-6800

# 新型コロナウイルス感染症に関する ひとり親のかたへの特別給付金

相談・問い合わせ先 / 市役所こども課家庭係 ☎76-8149  
(土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯のかたに特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、子育てへの不安や収入の減少に対する支援を行うため、国や本市独自で給付金を支給しています。

どちらの給付金にも該当する可能性があります。  
お気軽にご相談ください。

## 尾張旭市ひとり親世帯臨時特別給付金【市独自事業】

内容	児童扶養手当受給資格者(全部支給停止のかたを含む)に特別給付金を支給
給付額	対象児童1人につき2万円
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①令和2年4月分(3月分を一部含む)の児童扶養手当の支給があったかた</li> <li>②令和2年4月分(3月分を一部含む)の児童扶養手当の支給が全額停止されたかた</li> <li>③所得制限超過や公的年金受給などを理由として児童扶養手当受給資格の認定を受けていないかたで、次の要件を全て満たすかた             <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象児童(平成13年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童)を養育している</li> <li>●令和2年3月31日時点でひとり親(事実上の婚姻状態である場合を除く)であった</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年3月分の手当対象児童のうち、令和2年3月31日に手当対象外の年齢(平成13年4月2日～14年4月1日生まれの児童)となった児童も給付対象</li> <li>●本給付金の支給には児童扶養手当の申請をし、受給資格の認定を受けることが必要</li> <li>●受給資格の有無や申請に必要な書類を確認するため、ひとり親となった理由や現在の状況について聞き取りをさせていただきます</li> </ul>

### 申請の有無など

対象者	申請の有無	その他
①該当者	申請不要	対象者には6月1日に案内を送付し、7月3日に登録口座に振り込みをしましたので、ご確認ください。振り込みが確認できない場合はお問い合わせください
②該当者		
③該当者	児童扶養手当の申請をし、受給資格の認定を受ける必要があります	<p>該当すると思われるかたは相談してください</p> <p>※電話での相談の場合、該当の可否をお答えできない場合があります。</p> <p>※児童扶養手当の申請は、受給資格者本人に来庁いただく必要があります。相談や申請手続きには30分～1時間程度かかりますので、時間に余裕を持ってお越しください。</p>

**申請期限**  
令和2年12月28日(月)

## ひとり親世帯臨時特別給付金【国の事業】

### 基本給付

給付額	1世帯5万円(第2子以降は1人につき3万円を加算)
対象者	<p>①令和2年6月分の児童扶養手当が支給されたかた</p> <p>②公的年金などを受給し、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたかたで、平成30年中の収入額が児童扶養手当受給者と同水準のかた(収入には公的年金の受給額を含む)</p> <p>※現在、公的年金などの受給を理由に児童扶養手当の申請をしていないかたでも、受給資格を満たし、②に該当するかたも対象となります。</p> <p>③既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けているが、所得超過などにより、令和2年6月分の手当が全額停止となっているかたで、<b>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、児童扶養手当所得制限額以下となることが見込まれるかた</b></p> <p>※現在、本人や同居家族の所得超過などが理由で児童扶養手当の申請をしていないかたでも、受給資格を満たし、③に該当するかたも対象となります。</p>

### 追加給付

給付額	1世帯5万円
対象者	上記基本給付の①または②に該当するかたのうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したかた

### 申請方法など

児童扶養手当受給資格	対象者	申請の有無	支給手続き
認定済みのかた	基本給付対象者①該当者	申請不要	対象者には7月7日にお知らせを送付済み。8月上旬に振り込み予定
	基本給付対象者②該当者	要申請 申請期限 令和3年 2月26日(金)	お知らせと申請書を送付済み。窓口で提出してください
	基本給付対象者③該当者		お知らせを送付済み。内容を確認の上、該当するかたは現況届の提出と合わせて申請してください
	追加給付該当見込者		現況届にお知らせを同封し、送付済み。内容を確認の上、該当するかたは現況届の提出と合わせて申請してください
認定を受けていないかた	基本給付対象者②該当見込者	要申請 申請期限 令和3年 2月26日(金)	給付金の内容を確認の上、該当するかたはご相談ください ※電話での相談の場合、該当の可否をお答えできない場合があります。
	基本給付対象者③該当見込者		
	追加給付該当見込者		